

あま市LED道路照明灯導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月 あま市

実施要領目次

- 1 事業目的 P 2
- 2 事業概要 P 2
- 3 応募条件 P 3
- 4 事業者選定の流れ P 5
- 5 提案募集等スケジュールP 5
- 6 募集及び参加表明書について P 6
- 7 参加資格審査結果及び提案提出要請書の通知P 7
- 8 提案書の提出と作成要領 P 8
- 9 審査及び審査結果の通知と公表 P 11
- 10 事務局 P 12
- 11 対象道路照明灯の明細 P 13 (別表1)
- 12 評価基準及び配点 P 14 (別表2)

あま市LED道路照明灯導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

あま市（以下「本市」という。）は、市内に1, 123基ある道路照明灯の維持管理の経費削減による財政負担の軽減及び二酸化炭素削減による低炭素社会の実現を図ることを目的として、既存の道路照明灯を賃貸借方式によりLED照明灯に更新する、あま市LED道路照明灯導入事業を実施する。事業の実施に当たり、本市に最も適した事業提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業概要

事業概要は、次のとおりとする。

(1) 名称

あま市LED道路照明灯導入事業

(2) 事業内容

本市が所有管理している道路照明灯をLED化するに当たり、賃貸借契約によるLED道路照明灯の導入（調査、事業計画、施工及び維持管理を含む。）を行う。

LED道路照明灯の賃貸借期間は10年間とし、賃貸借期間終了後は、事業者は本事業により導入したLED道路照明灯を本市に無償譲渡するものとする。

(3) 工事期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで

(4) 賃貸借開始日

令和4年3月1日（予定）

(5) 賃貸借終了日

令和14年2月29日（予定）

(6) 事業場所

あま市内全域

(7) 事業（調査）対象

1, 123基（別表1 対象道路照明灯の明細参照）

(8) 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 既存道路照明灯の現況調査（設置場所、種類、支柱老朽化の目視点検等）、電力契約照合及び道路照明灯データベースの構築業務

イ LED道路照明灯導入に関する設計・施工・施工管理及びその関連業務

ウ 賃貸借期間中の維持管理業務

エ 道路照明灯管理シールの取替え業務

オ 本市が道路照明灯に係る契約をしている電気事業者への電気使用変更の申請業務

(9) 提案限度額

145,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（10年間の賃貸借で1,214,000円/月）

※本事業に係る固定資産税の納入義務はありません。

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、次の①～④を行う能力を有する単独企業又は共同企業体とする。

① 調査や導入計画の策定

② 機器の賃貸借・管理

③ 機器の製造・販売

④ 機器の施工管理・維持管理・メンテナンス

イ 共同企業体で応募する場合は、代表者1者を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、共同企業体の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 応募者の資格

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、共同企業体の場合、代表者は次に掲げる事項を全て満たすこととし、代表者以外の共同企業体の構成員の者は次のウ～サの事項を満たすこと。

ア 応募者（共同企業体の場合は代表者）が、本市の令和2・3年度あま市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 応募者（共同企業体の場合は代表者）は、愛知県内に本店、支店又は営業所（主たる営業所を含む。以下同じ。）があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年あま市訓令第44号）に基づく指名停止又は愛知県若しくは愛知県内の地方自治体からの指名停止若しくはそれに準じる措置を受けていない者であること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

カ あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- コ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- サ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 応募者の技術要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、共同企業体の場合、共同企業体の構成員のうち、いずれかの者がこれらの要件を満たすこと。

ア 調査や導入計画の策定をする事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）における認証（JISQ27001）を取得していること。また、機器を製造・販売する事業者は、日本国内の企業であって、本事業に使用するLED道路照明灯をIS09001及びIS014001を取得した国内工場で製造又は組立すること。

イ 6(3)に示される提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。工事期間内に1, 123基のLED道路照明灯を取付け、運用を開始できる者であること。

ウ 2(8)アにおいては、公益社団法人日本測量協会の認定を受けた空間情報総括監理技術者及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第9号に規定する建設部門の技術士を1名配置すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市はあま市LED道路照明灯導入事業以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。なお、応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負

うものとする。

エ 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数の共同企業体の構成員になることの禁止

共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

ク 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、これらの書類を無効とする。

4 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、3で定める応募条件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

あま市LED道路照明灯導入事業者選定委員会（以下「委員会」という。）により、提案内容を審査し、最優秀提案者と次点提案者を選定する。

※原則、最優秀提案者と契約交渉が成立しない場合、次点提案者を優先交渉者として繰り上げ、契約交渉を行う。

5 提案募集等スケジュール

提案募集及び選定は、次の日程で行う。

① 公告	令和3年5月20日(木)
② 実施要領配布(あま市公式ウェブサイトで公開)	令和3年5月20日(木)～5月28日(金)
③ 実施要領に関する質問受付	令和3年5月20日(木)～5月28日(金) 9時から17時(土曜日及び日曜日を除く。)
④ 質問回答期限	令和3年6月4日(金)

⑤ 参加表明書及び資格確認書類の受付期間	令和3年5月20日(木)～6月11日(金) 9時から17時(土曜日及び日曜日を除く。)
⑥ 参加資格審査結果及び提案提出要請書の通知	令和3年6月17日(木)
⑦ 提案書の提出期限	令和3年7月1日(木)17時まで
⑧ プレゼンテーション	令和3年7月9日(金)
⑨ 審査結果発表	令和3年7月15日(木)
⑩ 契約締結	令和3年7月中旬

6 募集及び参加表明書について

(1) 実施要領、資料等の配布、閲覧

ア 配布期間

令和3年5月20日(木)～5月28日(金)

イ 配布方法

あま市公式ウェブサイトでの掲載

(2) 実施要領に関する質問受付・質問回答

ア 質問の方法

(ア) 質問は、質問書(様式第1号)を使用し、電子メールにて行うものとする。

(イ) 電話、ファクシミリ、口頭及び持参については、不可とする。

(ウ) 送信方法は、電子メールに様式のデータを添付し、件名にあま市LED道路照明灯導入事業と記載すること。なお、電子メール本文には、必ず応募者名(共同企業体の場合は代表者名)、担当部署名、担当者名を記載し、開封確認により送信すること。

イ 電子メール doboku@city.ama.lg.jp

ウ 質問受付期間 令和3年5月20日(木)～5月28日(金)
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

エ 質問回答期限 令和3年6月4日(金)までにあま市公式ウェブサイトでの回答を公表する。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

ア 受付期間 令和3年5月20日(木)～6月11日(金)
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 提出場所 あま市役所 本庁舎 2階 建設産業部 土木課
所在地 愛知県あま市木田戌亥18番地1

ウ 提出方法
持参又は郵送若しくは託送とする。

※郵送等をする場合は、提出期限までに必着すること。なお、郵送に関しては、必

ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

エ 提出書類

応募者及び応募者の構成員は、以下の書類に書類番号を記した表紙とインデックスをつけ、各1部提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第2号）

(イ) 共同企業体構成表（様式第3号）

共同企業体の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明記すること。また、構成員の間で交わされた契約書・覚書等の写し及び各会社の履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内のもの）を添付すること。

(ウ) 企業概要（様式第4号-1）

日本産業規格A4サイズの用紙に、資本金及びISO取得状況、事業概要、会社の特徴等を記載すること（各会社の定款又は寄付行為に関することも含む。）。なお、これらの内容を全て含んだ通常において各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

(エ) 企業状況表（様式第4号-2）

(オ) 経理状況説明書

直近二決算期の貸借対照表及び損益計算書

(カ) 履行・納入実績（様式第4号-3-1～4）

次の実績について記載すること。

- ・道路照明灯調査実績
- ・LED道路照明灯賃貸借実績
- ・LED道路照明灯納入実績
- ・LED道路照明灯施工、メンテナンス実績

7 参加資格審査結果及び提案提出要請書の通知

参加資格の審査結果は、文書で本市から応募者（共同企業体の場合は代表者）へ次のとおり通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、提案提出要請書により通知を行う。

(1) 通知日 令和3年6月17日（木）

(2) 通知場所 6(3)と同じ

(3) その他

参加資格がないと認めた場合、その理由について説明を希望する応募者（共同企業体の場合は代表者）は、令和3年6月21日（月）までに、その旨を記載した書面を上記(2)通知場所へ提出すること。

8 提案書の提出と作成要領

(1) 提案書の提出

提案書は、次のとおり提出すること。

- ア 提出書類 提案書 10部（様式は日本産業規格A4サイズ、図面等は同A3サイズ）
- イ 提出期限 令和3年7月1日（木）17時まで（必着）
- ウ 提出場所 6(3)と同じ

(2) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスをつけ、日本産業規格A4サイズ縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

様式については、指定するもの以外は、特に定めのないものとする。ただし、任意書式の各々の提案書は、最大10枚以内（片面印刷）とする。

- ア 提案書提出届（様式第6号）
- イ 提出書類表紙（様式第7号）
- ウ 事業計画の概要

(ア) 業務実施方針等（任意書式）

本事業の実施方針及び手法、業務への取組体制、工程計画等を記載すること。

(イ) 雇用等経済効果（任意書式）

地元業者の活用により、地元の雇用を創出できる提案であること。また、工事を施工する業者は地元業者を優先的に活用すること。また、地元業者との間で交わされた契約書・覚書等の写しを添付すること。

(ウ) 導入調査業務（任意書式）

本市に設置されている道路照明灯（1, 123基）を対象とした、次に示す事項に配慮した提案であること。

・調査業務実施体制

導入調査業務においては、公益社団法人日本測量協会の認定を受けた空間情報総括監理技術者及び技術士法施行規則第2条第9号に規定する建設部門の技術士を1名配置すること。

・資料収集整理及び現況調査

導入調査業務の実施に当たっては、過去に実施された現地調査資料及び台帳等の既存資料を収集整理するものとする。整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するとともに、現地の設置状況が分かる写真を撮影するものとする。なお、調査項目については、調査実施前に本市監督職員と協議の上、最終決定するものとする。

【調査項目】

- (a) 種類及びワット数
- (b) 引込電柱番号
- (c) 道路照明灯番号
- (d) その他必要な事項

・電力契約照合

本市の管理情報、電力会社の契約情報等の照合について、調査にて十分に確認を行い、不整合を最小限とする考え方を記述すること。

・データベースの構築

既存資料及び現地調査によって整理した道路照明灯について、位置情報と整合させたデータベースを作成するとともに、道路照明灯の適切な維持管理のため、本市で稼働している GIS システムに取り込むことが出来る GIS データを作成するものとする。なお、GIS データは汎用性の高い「シェープ形式(shp)」とする。また、GIS データの GIS システムへの取り込みは発注者により行う。

(エ) 使用機器（任意書式）

- (a) LED道路照明灯器具は国内にて製造していること。海外で製造して国内工場で検査したものは認めない。
- (b) 器具製造メーカーは、屋外用照明器具の製造・販売実績が15年以上であること。
- (c) 交換前の照明と同等程度の照度を確保すること。ただし、周辺地区と比べて過度な照度となる場合は、別途検討すること。
- (d) 前後方及び側面への光害対策が標準的に可能な器具であること。
- (e) 交換に使用するLED道路照明灯については、種別、ワット数ごとにメーカー名、品番、照度、消費電力、電力契約区分及び寿命が分かるように記載すること。

(オ) 経済効果（任意書式）

LED道路照明灯に交換しない場合と交換した場合の10年間に係る費用の比較表を作成すること。記載の内容は、交換しない場合の費用については電気料及びメンテナンス費用と、交換した場合の費用については電気料並びに賃貸借料の総額（メンテナンス費用を含む。）並びにそれに含まれる照明機器費用及び取替工事費用とし、種別及びワット数ごとに算出すること。なお、提案の電気料の算出に当たっては、中部電力ミライズ㈱の「公衆街路灯A」の料金単価及び「令和3年2月分燃料費調整単価」を用いること。

(カ) 環境に与える効果（任意書式）

LED道路照明灯に交換しない場合と交換した場合の10年間に係る電気使用

量及び二酸化炭素排出量比較を記述すること。なお、二酸化炭素排出量の算出には、排出係数 0.55 kg-CO₂/kwh を用いること。

(キ) メンテナンス業務の実施方針（任意書式）

賃貸借期間における実施方針、手法、業務への取組体制、地元業者の活用、緊急時の対応方法等を記載すること。

(ク) 予想事業総額提案書（様式第 8 号）

調査事業費、機器費等の積算内訳を示すこと。

(ケ) 工事・廃棄計画書（任意書式）

工事の方法及び体制と、既存の機器の廃棄処理の計画について記載すること。

(3) 作成要領

ア 使用言語は日本語と、通貨は日本国通貨と、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則として、フォントは MS 明朝体 12 ポイントで統一すること。

イ 各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号を振るとともに、右下に本市が送付する提案提出要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。

ウ 各提案書類（提案書提出届を除く。）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

エ 提案書提出届（様式第 6 号）により、提出書類の構成を示した上で、提出書類表紙（様式第 7 号）を付し、日本産業規格 A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、同 A4 サイズ以外の様式については、同 A4 サイズに折り込むこと。

(4) 提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じないものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した応募者（共同企業体の場合は代表者）が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第 5 号）を令和 3 年 7 月 1 日（木）17 時までに 6(3)に示す提出場所へ提出すること。

9 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査

審査は、委員会において行い、審査の基準とする項目及び配点は別表 2 のとおりとする。委員会の各委員は、提案者ごとに審査項目に対して評価点を付与する。

(2) 審査・選定方式

提出書類、プレゼンテーション等を基に総合的に評価し、最優秀提案者と次点提案者を選定する。

(3) 選定方法

総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とする。また、応募者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査された場合は、その応募者を最優秀提案者とする。

(4) プレゼンテーション内容

1 提案当たり30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。

(5) 審査結果の通知と公表

ア 審査結果は、提案者に文書及び電子メールで通知する。

イ 審査結果に対し、異義を申し立てることはできない。

ウ 審査結果をまとめ、講評としてあま市公式ウェブサイトにて公表する。

(6) プレゼンテーションの実施

ア 日時 令和3年7月9日（金）（実施時刻は、別途対象者に通知する。）

イ 会場 あま市役所 本庁舎（詳細は、別途対象者に通知する。）

ウ 参加人数は、機器操作者を含め8名以内とする。

エ 事務局は、スクリーン、延長コード及びマイクを準備する。これら以外に必要なものは、参加者が持ち込むこと。

オ プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

カ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

キ パワーポイントの使用は可とする。また、会場見学及び会場での練習は認めない。

ク 提出した提案書を基に説明することとし、追加の資料配付は認めない。

(7) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

イ 提案書等に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 提案限度額を超えた提案をした場合

オ 本要領に違反すると認められる場合

(8) 事業の実施に関する事項

ア 誠実な業務遂行

（ア）事業者は、本要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

（イ）関係法令を遵守すること。

（ウ）近隣住民に配慮して業務を遂行し、業務遂行中のトラブルや紛争については、事業者の責任において対処すること。

（エ）業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議すること。

イ 事業の継続が困難となった場合における措置

（ア）事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれ

が生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善できなかつた場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

(ウ) (ア) 又は (イ) により契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(エ) 本市又は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となつた場合には、本市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

10 事務局

あま市 建設産業部 土木課 管理係

所在地 愛知県あま市木田戌亥18番地1

電話番号 052-441-7113

電子メール doboku@city.ama.lg.jp